

# みんなが安心して暮らせる 社会をつくるために

## 12月4日～10日

# 「第70回人権週間」



人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと人権を考える週間です。性差別、障害者差別、外国人差別などあらゆる差別や偏見をなくし、みんなが安心して暮らせる社会をつくるために、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

### 「人権週間について」

国際連合は、1948年（昭和23年）第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、1950年（昭和25年）第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めるとともに、全ての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するように呼びかけています。世界人権宣言が採択された翌年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする一

週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

今年も、世界人権宣言が国連で採択されて70年の節目の年でもあります。21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちを思いやることの大切さを認識し、一人ひとりの違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための人権感覚を身につけましょう。

## 「ご寄附をお願いします」

# 近江鉄道日野駅再生プロジェクト



2016年11月に始まった近江鉄道日野駅再生プロジェクト。多くの皆様のご支援により、昨年10月に無事日野駅舎が再生されました。現在は、上りホーム上屋の改修工事を進めています。2019年度には駅舎に併設する建物にタッグローダーを移設・保存し、また日野駅に関連する資料を収集して展示すること、全国にも珍しい『小さな鉄道ミュージアム』の整備を進めます。引き続きのご支援をよろしくお願ひします。



### レール文鎮と日野駅煎餅のセット

120年前に近江鉄道が設立した当初から敷設されていたイギリス製(BARRON'S TRELLE)製の鉄道レールで製作した文鎮と地元駅前通り共栄会が作られた日野駅舎の焼印の入った「日野駅せんべい」のセット。

「1万円以上のご寄附が対象」

### 日野駅舎再生記念「日野駅舎切絵アート」絵画

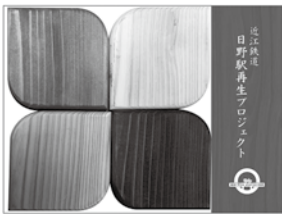
滋賀県東近江市で活動される切り絵師の岡浩暉さんが描いた懐かしい駅舎風景の切り絵作品の複製を、旧日野駅舎柱等の古材を活かし、日野町伝統の工芸品「日野椀」の技法を用いた漆塗りを施した木製フレームに収めた作品です。

「1万円千円以上のご寄附が対象」

### 日野町産ひのきのコースターのセット

町の木「ひのき」で風合いのあるコースターに日野駅にちなんだロゴマークを刻印した記念品です。

日野町産の木材を町内で製材した、趣きの異なる4枚のコースターのセットです。  
「1万円以上のご寄附が対象」



1万円以上ご寄附いただいた皆様に、記念品をお贈りさせていただきます。つぎの3種類の記念品の中からお選びください。

・2019年12月までに合計10万円以上のご寄附をいただいた方は、日野駅舎に設置する刻銘版にお名前を掲載させていただきます。  
・この寄附金は、ふるさと納税と同様の税制上の優遇措置を受けていただけます。

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-5216552

# 「土地・株式譲渡所得」の 確定申告は税務署で



平成30年分(平成30年1月1日～平成30年12月31日に生じた所得)から税務署の指導により「分離課税方式(株を売った際の譲渡所得や土地や建物を売却したときの譲渡所得等)」で課税を行うものについては、役場で相談を受付することが出来なくなりましたので、近江八幡税務署もしくはe-taxにより申告を行っていただきますようお願いいたします。

## ◆申告場所 近江八幡税務署

(近江八幡市桜宮町243の2)

☎0748-333-3141(代表)

## ◆平成30年分確定申告会場設置期間

平成31年2月18日(月)～

平成31年3月15日(金)

※還付申告は、平成31年1月4日

(金)から近江八幡税務署に提出いただくことが可能です。

# 事業者さん 従業員さんの住民税は給与天引きで

滋賀県内全ての市町は、個人住民税(県民税と市町民税)特別徴収(給与天引き)の普及促進に取り組んでおり、平成28年度から県内全ての市町において特別徴収の徹底を図っています。

地方税法及び日野町税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになります。

従業員が常時10名未満の事業者は、申請により、12回の納期を2回に短縮

ことができます。

特別徴収の手続など詳しくは、左記の電話番号までお問合せください。

## ◆事務手続きに関すること

日野町 税務課 住民税担当

☎0748-521-6570

## ◆特別徴収の推進の取組に関すること

滋賀県 総務部 税政課

☎077-528-33213

# 税金は期限内に納めましょう

「もう一度、納め忘れがないかお確かめください」

皆さんから納めていただく町税は、福祉・医療・教育・ごみ処理等の身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と町では、12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

**税金を滞納するとうづくなるのでじょう**

町税には納付期限が定められています。期限後20日を過ぎても納付がないと督促状(1件200円)が発行され、延滞金(年率14.6%以内)が課されることとなります。さらに滞納のまま放置されますと、財産(預貯金・給与・不動産等)の差押え等、滞納処分を行うよう法律で定められています。

平成29年度は、152件 16,503,589円の差押えを行いました。

どうしても期限内に納められない場合は…

病気や失業・事業の業績不振などのやむを得ない理由や多重債務などにより、一時的に町税を各期限内に納付することが困難な方については、一人で悩まず、放置せず早めにご相談ください。税務課にて納付相談を行っています。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らず不履行になった場合は、滞納処分により強制徴収の対象となります。

納税者間の公平性確保と滞納額の縮減に努めています

町では、税の公平性と安定的な財源の確保のため、収納率の向上と滞納額の縮減に向けた取り組みを行っています。また、県と県内市町では、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

## ◆問い合わせ先

税務課

収納担当

☎0748-521-6570